

【通知カード】について

Q. マイナンバーの通知カードを失くしたときは、どうしたらいいの？

A. 通知カードを失くしてしまい、自分のマイナンバーを確認できなくなったときは、次のいずれかの方法でマイナンバーを確認することができます。

- ①通知カード再交付の申請をする（再交付手数料500円）
 - ②マイナンバーカード交付の申請をする
（初回の手数料は無料です。郵送で申請書を送る場合は、顔写真の添付が必要です）
 - ③マイナンバー入りの住民票をとる（利用目的や提出先の申し出が必要です。手数料300円）
- 緊急性や必要性に合わせていずれかの方法をとることができるので、市民課まで相談してください。

【マイナンバー】について

Q. マイナンバーは誰にでも見せてもいいの？それとも人に見られてはいけない番号なの？

A. マイナンバーは社会保障、税、災害対策の分野の手続のために行政機関等に提供する場合を除き、むやみに他人に見せるものではありません。これらの手続のためにマイナンバーを提供することができる具体的な相手先は、税務署、地方公共団体、ハローワーク、年金事務所、健康保険組合、勤務先、金融機関などが考えられます。

【マイナンバーカード】について

Q. マイナンバーカードの申請をしたけれど、いつ頃受け取れるの？

A. マイナンバーカードの受取については、交付の準備ができた人から順番に、カード交付のお知らせハガキが入った封書をお送りしています。申請時期等によって、受取の時期は異なりますので、封書が届くのを待ちください。

【事業者の対応】について

Q. 民間事業者はどのような場面でマイナンバーを扱うの？

A. 民間事業者でも、従業員やその扶養家族のマイナンバーを取得し、給与所得の源泉徴収や社会保険の被保険者資格取得届などに記載し、行政機関などに提出する必要があります。
原稿料の支払調書などの税の手続では、原稿料を支払う相手などのマイナンバーを取得し、取り扱うことになります。
また、金融機関が作成する支払調書にもマイナンバーの記載が必要になります。

お知らせ③

マイナちゃんが日田にやってきます

3月11日(金)から4日間、マイナちゃんが日田にやってくるよ。
見かけたら声をかけてね。

【出沒ポイント】

- ・おひなまつり（豆田・隈地区）
- ・ひなまつり健康マラソン大会
- ・市役所（市民課・確定申告会場）



マイナンバーのお問い合わせはこちらへ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178（無料）
日田市マイナンバーお問い合わせダイヤル ☎228303

マイナンバー制度が始まりました！



広報キャラクター
「マイナちゃん」

教えて！マイナちゃん

最終回

マイナンバー制度に関するお知らせ！

平成27年7月からスタートした「教えて！マイナちゃん」の連載も今月で最後となりました。
今月は、マイナンバー制度に関するお知らせとよくある質問をご紹介します。
なお、これまでの連載記事は、市ホームページでご覧いただけます。

お知らせ①

マイナンバーカード交付の時間外窓口を開設します

マイナンバーカードの交付をお知らせする封書が届いた人は、所定の期間内の平日午前8時30分～午後5時までの間に市民課でカードを受け取ることができます。都合がつかない人は、下記の時間外窓口をご利用ください。

【3月・4月の日程】

毎週水曜日 午後5時～7時
(3月2日・9日・16日・23日・30日／4月6日・13日・20日・27日)

第2・4週目の土・日曜日 午前8時30分～午後5時
(3月12日・13日・26日・27日／4月9日・10日・23日・24日)

※カードシステムの都合上、閉庁時間の15分前までにお越しください。



お知らせ②

マイナンバーの点字シールを配布します

視覚障害のある人で、通知カード又はマイナンバーカードに記載されているマイナンバーの点字化を希望する人に、マイナンバーの点字シールを配布します。
希望する人は、市民課にお問い合わせください。

通知カード



(表)

マイナンバーカード



(表)

(裏)